

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年3月14日 09時00分ごろ
発生場所	愛媛県松山市 ^{ふたがみ} 二神島北方沖 クダコ島灯台から真方位212° 1.9海里付近 (概位 北緯33° 56.5′ 東経132° 32.6′)
インシデントの概要	漁船 ^{ゆうぼ} 宏穂丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 宏穂丸、2.2トン EH3-25021（漁船登録番号）、個人所有 第281-39089号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力180.00kW、使用 燃料軽油、主機詳細仕様不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漁場へ向け西進中、突然煙突から黒煙が上がり、同時に主機の潤滑油圧力計の値が下がり始めたので、船長が直ぐに手で主機を停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが潤滑油圧力が上がらず、自力航行が困難と判断し、付近を航行中の船が118番通報で海上保安庁に救助を依頼し、本船は来援した巡視艇にえい航されて帰港した。</p> <p>主機は、機関整備業者により、解放点検されたところ、直結潤滑油ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）の駆動軸の折損及び歯車の焼付きが生じているのが確認され、また、主機ギアケース内の本件ポンプの「駆動歯車軸受」（以下「本件軸受」という。）の摩耗が進行し、がたつきが大きくなっていた。</p> <p>本船は、平成14年7月の進水時以降、本件ポンプの解放点検が行われていなかった。</p>
分析	<p>本船は、進水時以降、本件ポンプの解放点検が行われずに使用されていた状態で西進中、本件ポンプの駆動軸に折損及び歯車の焼付きが生じたことから、本件ポンプが作動せずに潤滑油圧力が低下し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと推定される。</p>

	<p>本船は、平成14年7月の進水時以降、本件ポンプの解放点検を行っていなかったことから、本件軸受の摩耗が進行し、がたつきが大きくなって本件ポンプの駆動軸の折損及び歯車の焼付きを生じたものと推定される。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、進水時以降、本件ポンプの解放点検が行われずに使用されていた状態で西進中、本件ポンプの駆動軸に折損及び歯車の焼付きが生じたため、本件ポンプが作動せず、潤滑油圧力が低下して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機に付属する潤滑油ポンプについて、定期的に点検及び整備を実施し、異常を認めた場合は交換または補修を行うこと。